

京都府庁旧本館貸付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府庁旧本館（以下「旧本館」という。）の利用を希望する府民、団体等に対し、府の事務事業の遂行のために使用しない時間について貸付けを行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象施設)

第2条 本規程に基づいて貸付けを行う旧本館内の施設は、正庁及び旧応接室並びに旧議場とする。ただし、事業内容により、これらの施設に併せて旧本館内の他の施設の貸付けを行うことができる。

(貸付対象となる事業等)

第3条 旧本館の貸付けは、次の各号のいずれかに該当する事業であって、旧本館のシンボルである正庁又は旧議場を会場として利用することがふさわしいと知事が認めたものに対して行う。

- (1) 京都の伝統文化、産業、学術、地域づくり等の振興に寄与する事業
- (2) 旧本館の魅力発信につながる事業
- (3) 前2号に該当しない事業であって、知事が貸付けを適当と認めるもの

2 次の各号に該当する事業については貸付対象としない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある事業
- (2) 宗教活動、政治活動等に当たる事業
- (3) 旧本館の施設等を汚損又は損傷させるおそれのある事業
- (4) 京都府の業務遂行又は近隣住民の生活に支障をきたすおそれのある事業

3 未成年者又は構成員が全て未成年者である団体に対しては貸付けを行わない。

4 京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に掲げる暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）は、貸付けを受けることができない。

(貸付時間等)

第4条 施設の貸付けを行う時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までは貸付けを行わない。

3 前二項の規定にかかわらず、知事が必要と認める特別の事由がある場合には、別途協議によることができる。

(貸付料等)

第5条 施設の貸付料金は、別表に定める金額とする。ただし、京都府と共同で事業を行う場合は、別途協議により定める額とする。

2 施設の貸付料金以外に発生する特別な費用については実費を請求する。

(貸付申請)

第6条 旧本館の貸付けを受けようとする者は、旧本館借受申請書（別記第1号様式）を原則として使用しようとする日の6箇月前から1箇月前までに知事に提出するものとする。

(貸付け)

第7条 知事は旧本館の貸付けを承諾したときは、旧本館貸付承諾書（別記第2号様式）により申請者に通知するとともに、貸付料に係る納入通知書を交付するものとする。

(貸付承諾の取消等)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付承諾を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 指定された期日までに貸付料が納付されないとき。
- (2) 使用者がこの規程に違反し、又は別に定める利用の手引を守らないとき。
- (3) 使用者が貸付承諾の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他の不正な手段により貸付承諾を受けたことが明らかになったとき。
- (5) 使用者が暴力団員等に該当し、又は該当していたことが判明したとき。
- (6) 天候、災害などの理由により施設の使用が不相当と認められるとき。
- (7) 公用又は公共用に供するため旧本館を使用する必要が生じたときその他やむを得ない理由があると知事が認めたとき。

2 知事は、前項の規定により貸付承諾を取り消した場合は、旧本館貸付承諾取消書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(貸付料の還付)

第9条 納付済の貸付料は還付しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付承諾を受けた者は、未使用期間に係る貸付料の還付を受けることができる。

- (1) 使用できない理由が、貸付承諾を受けた者の責めに帰することができないものと知事が認めたとき。
- (2) 前条第1項第7号に該当することにより使用できないとき。

2 前項ただし書の規定により貸付料の還付を申請する場合は、旧本館貸付料還付請求書（別記第4号様式）を提出するものとする。

(遵守事項等)

第10条 貸付承諾を受けた者は、施設使用の権利を第三者に譲渡し、又は貸付承諾を受けた施設を転貸してはならない。

2 貸付承諾を受けた施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第5号から第8号までに掲げる行為について事前に知事の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反する行為
- (2) 火気の使用その他旧本館の施設等に危険を及ぼすおそれのある行為
- (3) 怒声、騒音その他の周囲に迷惑を及ぼすような音声を発する行為
- (4) 定められた場所以外での飲食をする行為
- (5) 酒類の提供、販売又は飲酒をする行為
- (6) 物品又はサービスの販売、募金その他これらに類する行為
- (7) 所定の場所以外の施設にポスター等の広告物又は文書を掲示する行為
- (8) 器具又は備品を所定の場所から移動させる行為
- (9) その他知事が旧本館の管理上必要と認めて禁止し、又は制限する行為

(事故責任の所在)

第11条 貸付承諾を受けて実施した事業によって生じた事故の責任は、使用者にあるものとし、京都府は賠償責任を負わないものとする。

(事業終了後の手続き)

第12条 貸付承諾を受けた者は、事業終了後速やかに貸付けを受けた施設及び使用した備品を元の状態に戻すとともに、事業終了報告書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(損害賠償)

第13条 貸付承諾を受けた者が、施設、備付物品等を損傷し、若しくは滅失した場合は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(補 則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年2月21日から施行する。ただし、別表に定める貸付料金については、令和7年4月1日以降の申請から適用し、同日前の申請に係る貸付料金については、なお従前の例による。

別 表

(1) 通常の貸付料金

施 設 名	使用時間区分ごとの貸付料金	
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで
正庁及び旧応接室	23,500円	23,500円
旧議場	30,000円	30,000円
その他の施設 (1室当たりの追加料金※)	5,900円	5,900円

※ その他の施設は正庁及び旧議場の使用時間区分内のみ使用可能

(2) 入場料金が5,000円以上の場合又は商業、宣伝等の目的で利用する場合の貸付料金

施 設 名	使用時間区分ごとの貸付料金	
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで
正庁及び旧応接室	47,000円	47,000円
旧議場	60,000円	60,000円
その他の施設 (1室当たりの追加料金※)	11,800円	11,800円

※ その他の施設は正庁及び旧議場の使用時間区分内のみ使用可能